

広報なる

ISSN2432-4787

# NARO

National Agriculture and Food Research Organization

2022  
No. 24



特集

4月1日施行

改正種苗法で  
こう変わる

魅力ある新品種を開発・保護し、

日本農業に貢献

**VOICE**  
from NARO



理事  
(研究推進I、知財・国際標準化担当)

松田 敦郎

仲代達矢主演の「NORINTEN 稲塚権次郎物語」という映画があります。世界中の小麦品種育成に関係がある日本人の物語です。「小麦農林10号」は1935年に当時岩手県農事試験場にあった国の指定試験地で稲塚権次郎さんによって育成されました。戦後、アメリカに渡ったこの品種は多肥条件でも倒伏せず、品種育成の親品種として活用され、米国のボーローグ博士らによって育成された多収品種が世界の各地で普及しました。それにより小麦生産量は増加し、1960年から1970年に取り組まれた小麦の普及は「緑の革命」と言われ、人類の食料確保への貢献が評価され、ボーローグ博士は1970年ノーベル平和賞を受賞しました。

世界で最も生産されているりんごの品種「ふじ」も農林省園芸試験場東北支場（現農研機構果樹茶業研究部門）で開発され、1962年に日本で品種登録されたものです。「小麦農林10号」、「ふじ」に代表されるように世界に普及した優れた品種を日本は開発しており、近年、需要が拡大しているぶどうの「シャインマスカット」も農研機構で開発され、2006年に日本で登録された品種です。しかし、「シャインマスカット」は国内の普及を想定し海外での登録は考えていなかったため、韓国、中国へ流出し、栽培されています。このような育成者権者が意図しない海外流出が生じることを未然に防止し、貴重な知的財産である新品種を適切に保護することを目的として、2020年12月2日に改正種苗法が成立しました。農研機構は育成者権者として改正された種苗法に基づいた対応を行っています。2022年4月からは農業者による自家用の栽培向け増殖についても育成者権者の許諾が必要になります。これは農業者をはじめ関係者の関心が非常に高いことから、その詳細を解説することを目的に本誌を発行します。

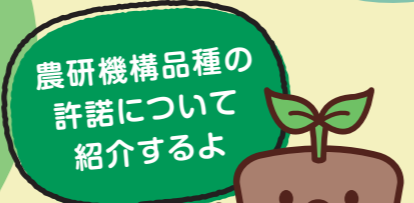
農研機構は、今後も国民の皆様の期待に応えられるような、魅力ある新品種を研究開発し、日本農業の競争力の向上や農産物の輸出拡大に貢献していきたいと考えています。

特集 4月1日施行  
**改正種苗法**で  
こう変わる



たねお

Q&Aも  
チェック  
してね



なえこ

農研機構品種の  
許諾について  
紹介するよ

広報なら  
**NARO** 2022 No. 24

Contents

- 特集1  
ポイント 改正種苗法  
03 ポイント 改正種苗法  
05 優れた品種が支える日本の農業

- 特集2  
ポイント 農研機構登録品種の  
自家用の栽培向け増殖  
07 許諾方法  
09 Q&A

- 番外編  
11 クイズでおさらい  
改正種苗法 間違い探し  
13 NARO topics



解説

登録品種と一般品種

品種登録制度では、他の品種と異なる特性を有する新品種を育成し、農林水産省に出願・登録された登録品種に対して知的財産権である「育成者権」を付与し、一定期間(最長25年、ただし木本性植物の場合は30年)保護する仕組みとなっています。したがって、育成者権のない一般品種(在来種や今までに登録されたことのない品種、登録期限の切れた品種)については、今後も自由に利用できます。

産地・農業者が選んで栽培

一般品種

- 在来種  
伝統野菜など、地域で代々受け継がれてきた品種
  - 品種登録されたことがない品種
  - 登録期間が切れた品種
- 利用条件** 誰でも自由に利用可能

登録品種(新品種)

- 一般品種にない新しい特性
    - ・良食味(高い糖度、良食感等)
    - ・高い栽培適性(多収性、耐候性、耐病性等)
    - ・高い機能性(高い機能成分の含有量、加工適性等)
  - 種苗法に基づき登録されたもの
  - 育成者権は25年(木本は30年)
- 利用条件** 育成者権者の許諾を受けて利用可能

メリット

- 農業者**  
品種の高付加価値化、ブランド産地化による高収益を目指す。
- 品種開発者**  
登録品種の許諾により適正な対価を得て、その収益を基に新たな品種開発を行う。

流通品種データベース

国内で流通している品種について、流通名等から権利の状況等を確認することができます。

<https://hinshu-data.jataff.or.jp/>



育成者権を活用しやすくするための措置

品種登録時の品種の特性を記録した「特性表」と侵害が疑われる種苗を比較することにより、育成者権が及ぶ品種であることを推定できることとします。このことにより、侵害の立証が容易になります。

また、品種の特性が特性表に的確に表現されるよう、品種登録手続きの見直しを行います。それに伴い、栽培試験や現地調査の実費を勘案して設定した審査手数料を導入します。一方、出願料および登録料を引き下げ、長期間の登録を維持する場合の総額の負担軽減を図っています。

(令和4年4月1日施行)

**改正前** 育成者権侵害の主な立証方法は、品種登録時の植物体と比較することでしたが、必ずしも容易ではありませんでした。

表示の義務化

登録品種であることの表示が義務化されました。また、海外持出制限および国内栽培地域の制限がある場合にもその旨の表示が必要です。これらの表示は、種苗の譲渡、展示または広告を行う際に義務づけられます。

(令和3年4月1日施行)

**改正前** 「登録品種である旨」の表示は努力義務に留められていました。



登録品種の増殖の許諾

農業者による自家増殖を含め、登録品種の増殖は育成者権者の許諾が必要となります。これにより、育成者権者が登録品種の種苗の増殖実態を把握できるようになり、海外流出への適切な対応等が可能になります。

(令和4年4月1日施行)

**改正前** 農業者が正規に購入した種苗から生産した収穫物の一部を次期の自己の収穫物の生産のための種苗として使う行為(自家増殖)は、育成者権の効力が及ばない例外とされていました。

国内の栽培地域指定

登録品種の国内指定地域外での栽培を制限できるようになりました。地域ブランド確立のための登録品種の産地化が容易になります。

**改正前** 栽培条件等により品種の特性が十分に発現せず、育成者権者の求める品質に達しない収穫物が出荷されれば、登録品種の評価の低下となり、地域ブランド化の妨げになる可能性がありました。

特集1 ポイント 改正種苗法

種苗法は、新品種の保護のための「品種登録制度」と種苗の適正な流通を確保するための「指定種苗制度」について定めたものです。品種育成の振興と種苗流通の適正化を図ることで、農林水産業の発展に寄与することを目的としています。令和3年に加え、令和4年4月に施行される種苗法の改正ポイントをまとめました。

海外持出制限

品種登録出願時に、登録品種の種苗を持ち出す意図がある国を「指定国」として指定し、指定国以外の国への種苗の持ち出しの制限を届け出ることで、種苗の海外への持ち出しを制限できるようになりました。これにより、育成者権者の意図しない海外への流出を防止することができます。なお、指定国以外の国でも育成者権者の許諾があれば持ち出しは可能です。

**改正前** 育成者権者の意思に反して海外へ種苗が流出し、増殖・産地化が行われる事態がありました。





図2:わが国で開発された優良品種の海外流出

出典:農林水産省「改正種苗法について～法改正の概要と留意点～」(2021年11月)



農水省  
種苗室長に  
聞きました。

# 日本の農業

優れた品種が支える



日本の農業の強みは何と言っても優れた新品種の開発力にあります。優良な品種の海外流出が明らかになり、日本の農業にもたらしたであろう損失が問題視されています。農林水産省 輸出・国際局 知的財産課 藤田裕 一種苗室長に種苗法改正がどう日本の“強み”を守るのかを伺いました。

## 品種開発を促す

種苗法は知的財産権を保護して新品種の開発を促すという側面もあります。新品種は日本の農業の強みとなる重要な役割を果たしています。日本にはブランドのお米や、有名なイチゴなどがあり、

それらの持つ品種の力が海外でも高く評価されています。また農業者にとっても新品種というのには重要です。生産性の向上や病気に強い品種、気候変動に適応した品種、加工に適した品種など、日々新しい品種が求められています(図1)。しかしながら、日本の

## 日本の優位性を保つ

人口減少で国内市場が縮小している日本においてブランド農産物で海外市場を拡大することは、日本農業の発展に必要なことだと思っています。国の機関である農研機構の開発した品種は、日本の農業者のための品種ですが、例えばシャインマスカットに関しては日本が輸出しようとする国々です。中国産、韓国産のシャインマスカットが出回っています。本来は日本固有のブランド農産物として市場を独占するはずなのに外

# 改正種苗法は品種開発を推進

新品種の出願件数は年々落ちてきて、2007年のピーク時から4割も減ってしまっています。日本の農業を支え、未来を拓いていくような新品種をしっかりと保護できるようにすることが今回の改正種苗法のポイントの一つです。また、育成者に知的財産権である育成者権を付与することで、優れた品種を生み出すエンジンになればと考えています。

## 2つのメリット

改正前の種苗法では、正規に種苗を販売した後は、その

国産との競争を強いられてしまっています(図2)。優れた品種ほど海外でも作って売りたい方がいます。日本の農業者が得られるはずの利益が品種の海外流出による競争で失われてしまうのは大きな問題と考えています。

利用や海外への持ち出しも含めて制限できないという規定になっていました。購入した果樹の苗木を海外へ持ち出すことも自由で、違法ではありませんでした。この改正のメリットは、育成者によって輸出できる国や栽培地域が指定できるようになったことで、海外流出を防ぎ、ブランド産地化づくりがしやすくなります。もう一つのメリットは、登録品種の増殖を許諾制に

図1:優れた特性を持つ品種(農研機構育成品種一例)

### にじのきらめき [高温耐性に優れた多収米]

高温条件で栽培しても品質に優れた良食味の水稻品種。耐倒伏性の強い多収米で、縞葉枯病に抵抗性を持つことから各地で作付けが広がる。



### べにはるか [しっとり極甘のサツマイモ]

食味、いもの形、収量性、病害虫抵抗性とバランスのとれた品種。焼き芋や干し芋のほか、色々な加工に適している。



### ぼろたん [ポロッとむける不思議な栗]

果実が大きく食味に優れ、渋皮がポロッと簡単にむける画期的なニホングリ品種。和洋菓子の加工品をはじめとした需要拡大が期待される。



権の対象になりますし、種苗法における育成者権の効力は25年(果樹などについては30年)で、一定期間が過ぎると一般品種として誰もが使えるようになります。

## 許諾料について

シャインマスカットの開発には33年の年月と多大な労力、コストがかけてられています。開発にかかったコストを回収できないということとは、新しい品種の開発に着手する機会を奪いかねません。日本の場合、農研機構のような公的機関のほかにも種苗会社や個人の育成者が品種開発に取り組まれています。品種開発を法でしっかりと支えることで、新品種が次々に生みだされる環境をつくりたいのです。誰でも使える一般品種はたくさんあり、それらは種苗法改正によって何も変わることはありません。育成者権のある登録品種を使うにあたっては、許諾料を支払い、開発にかかったコスト、海外流出に対

## 品種は日本の宝

優れた品種は言ってみれば日本の宝です。この宝を使えることは、日本の農業者の皆さんにとっての大きな特権です。そのような品種をみんなが守っていこうと思っただけならば幸いです。

農林水産省  
輸出・国際局 知的財産課  
藤田裕 一種苗室長



# 日本の強みは優れた品種にあり

登録品種だけでなく在来種などの一般品種まで制限されるのではと思われた方がたくさんいらっしゃいますが、種苗法はあくまで知的財産権の一つである育成者権を保護する法律です。日本には多様な品種がありますが、育成者権がある品種は登録品種は多くはありません。まさに優れた新品種が育成者



# ポイント 農研機構登録品種の自家用の栽培向け増殖の許諾方法

令和4年4月1日から登録品種の自家用の栽培向け増殖には許諾が必要です。農研機構が単独で育成した登録品種(出願中の品種を含む)の対象品目ごとの許諾手続き方法をご紹介します。

## 解説① 自家用の栽培向け増殖の許諾

種苗から得た収穫物を自己の農業経営においてさらに種苗として利用する行為(農業者が登録品種の種芋、親株や苗木等から採ったツル苗や穂木等を種苗として利用することを含む)に対する許諾のこと



## 解説② 果樹の自家用の栽培向け増殖 許諾料について

例えば、80本だけ必要でも申請は100本でお願いします

農業者個人の場合

100円/本(税込)

取りまとめ団体の場合

50円/本(税込)

(複数名分を代表者が取りまとめて申請)

[ご注意ください]

- ・申請は100本単位
- ・許諾を受けた本数内で自家用の栽培向け増殖が可能

「取りまとめ団体」申請をお願いします!



申請手続き

品目

13品目 96品種



ぶどう・カンキツ・栗・ニホンナシなどの果樹

シャインマスカット、クイーンニーナ  
はるみ、せとか、津之輝、はれひめ  
ぼろたん、美玖里  
あきづき、甘太、秋麗 など



はるみ

4品目 89品種



カンショ・パレイショ・イチゴ・茶

べにはるか、クイックスイート  
おいCベリー、恋みのり  
こがね丸、インカのひとみ  
せいめい、さえあかり など



おいCベリー

48品目 516品種



稲・コムギ・オオムギ・ダイズ・サトウキビなど

あきだわら、とよめき、きぬむすめ  
ネバリゴシ、ミナミノカオリ  
はるか二条、キラリモチ  
里のほほえみ、シュウリュウ  
Ni23、Ni22 など



キラリモチ

※品目・品種数 令和4年1月31日現在

許諾条件を“遵守”することにより自家用の栽培向け増殖の許諾手続きが不要です!

遵守事項の確認・申請フォームはこちら

農研機構 知的財産部 育成者権管理課

農研機構育成の登録品種の自家用の栽培向け増殖に係る許諾手続きについて(農業者向け)

<https://www.naro.go.jp/collab/breed/permission/>



「知的財産権」は農業にも必要!



果樹は、木本性植物であり、一度海外流出が起これば違法な収穫物が安定的かつ長期的に生産されるリスクがあります。また、これまで農研機構の登録品種において国内外で違法な種苗の取り締まり対応が発生しているのは全て果樹であり、今後も果樹で多くの調査と権利を行使する必要があると見込まれます。品種のブランド価値を守り、国内の農業者に品種のメリットを最大限享受いただけるよう、育成者権の適切な管理を行うためのコストの一部として、苗木に含まれる許諾料と同程度の負担をお願いするようになりました。

Q なんで果樹は有償なの?

Q どのような行為が「増殖」なのか、品目ごとに教えてください。

稲、麦類、ダイズなどの種子繁殖性の作物  
「播種」  
カンショ、イチゴ、パレイショ、果樹などの栄養繁殖性の植物  
「接ぎ木(穂)」「挿し木(穂)」「苗の定植」「種芋の伏せ込み」など

## 利用条件なし

農研機構生まれの代表的な一般品種

- ・ふじ(リンゴ)
- ・あかつき(モモ)
- ・ベニアズマ(カンショ)
- ・インカのめざめ(パレイショ)
- ・不知火(カンキツ)
- ・太秋(カキ)
- ・さちのか(イチゴ)



改正前の『自家増殖』と、令和4年4月1日以降の『自家用の栽培向け増殖』の定義はどう違うのですか？

改正前の種苗法では、いわゆる「自家増殖」は育成者権の効力の例外とされていました。この場合の「自家増殖」とは、農業者等が、種苗業者、生

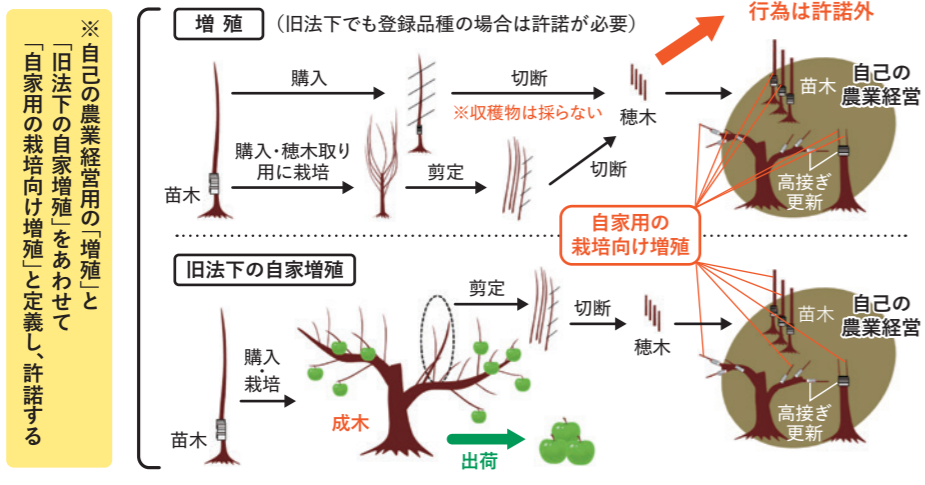
産者団体等を通じて正当に入手した種苗<sup>※</sup>を用いて得た収穫物の一部を、自己の農業経営においてさらに種苗として用いる行為です。

一方で、品目によっては、増殖用の種芋や親株を入手し、それをさらに増殖した上で、自己の農業経営において種苗として用いられる例があります。

これらは得られた収穫物を種苗として用いるものではなく、増殖用の種苗から新しく種苗を増殖しているため、育成者権の効力の例外である「自家増殖」にはあたりません。今回の農研機構の許諾では、このような増殖を含め、自己の農業経営において種苗を用いるための増殖行為を広く「自家用の栽培向け増殖」としています。

※「正当に入手した種苗」とは、許諾を得て登録品種の種苗を生産・販売している機関から得た種苗のこと。

「自家用の栽培向け増殖」とは 一果樹を例に一



出典: 農研機構育成の登録品種の自家用の栽培向け増殖に係る許諾方針について <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/attach/pdf/setsumeikai-4.pdf>

増殖と生産は違うのですか？

種苗の生産とは、単なる種苗の栽培ではなく、種苗を増殖する行為をいいます。ここでは、種苗法改正前までに一般的に使われてきた「自家増殖」という言葉に合わせて、「増殖」という言葉を使うことにしています。

種苗法改正により、令和4年4月1日から農研機構登録品種の増殖には許諾が必要です

ご質問はこちらへ

農研機構  
お問い合わせフォーム

<https://prd.form.naro.go.jp/form/pub/naro01/hinshu>

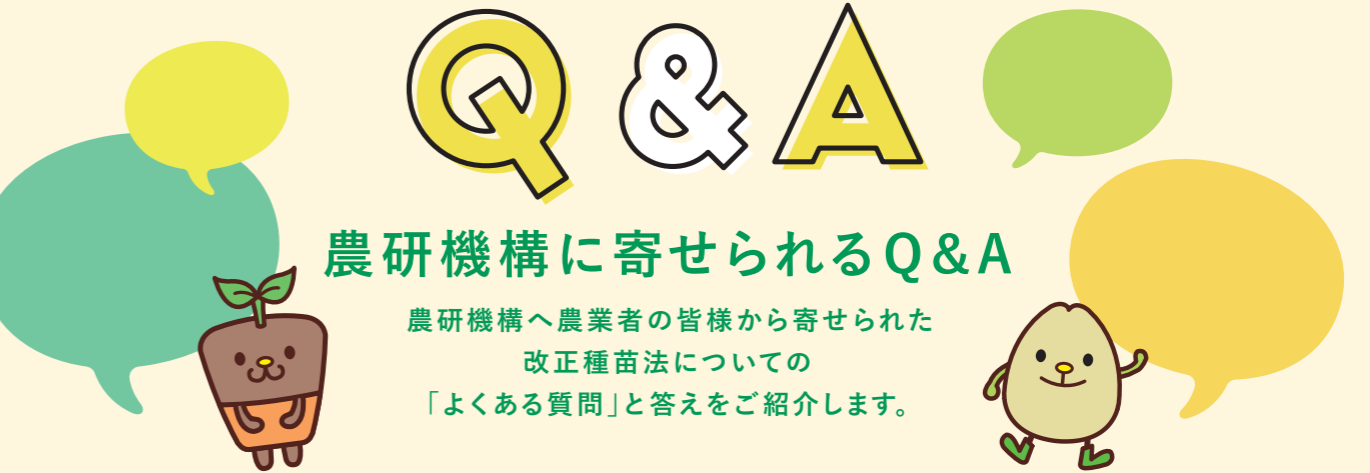


農研機構育成の登録品種では、農業者の自家用の栽培向け増殖をどのように許諾するのですか？

農研機構育成の登録品種に関する農業者の自家用の栽培向け増殖の許諾については、品目(作物)別にその方針が異なります。詳細はP7-8農研機構登録品種の許諾方法にてご確認ください。

自家用の栽培向け増殖を行った種苗を、他者に無償で譲渡することは可能ですか？

自家用の栽培向け増殖を行った種苗を、無償でも他者に譲渡することはできません。農研機構の登録品種であれば、自家用の栽培向け増殖を行った種苗を他者に種苗として譲渡する場合は、有償・無償に関わらず、別途団体等を通じた利用許諾の契約手続きが必要となります。



農研機構に寄せられるQ&A

農研機構へ農業者の皆様から寄せられた改正種苗法についての「よくある質問」と答えをご紹介します。

農地所有適格法人と農業生産法人は違うのですか？

旧農地法で規定されていた「農業生産法人」は、平成28年4月1日の改正農地法の施行により、「農地所有適格法人」という呼称に変わりました。その際、要件の見直しも行われています。

農業者は農家と違うのですか？

農家とは、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯または農産物販売金額が年間15万円以上ある世帯を指します<sup>※</sup>。ここでは、農家だけでなく、農業を営む者も含めて農業者と定義し対象にしています。

※下記の農林水産省HPから引用しました。  
[https://www.maff.go.jp/j/wpaper/w\\_maff/h21\\_h/trend/part1/terminology.html](https://www.maff.go.jp/j/wpaper/w_maff/h21_h/trend/part1/terminology.html)

収穫物とは？

収穫物とは、植物体の全部または一部であって繁殖のために使用しないものです。植物体の個体数の増加を目的として使用されるものはすべて種苗に該当しますので、収穫物を種苗として使用する場合には、許諾を受ける必要があります。

なぜ農研機構は登録品種すべての自家用の栽培向け増殖を許諾制にするのですか？

農研機構は、長年蓄積した高い知見を生かしてシャインマスカットのような優良な品種を開発し、普及、利用促進を行っています。しかし、昨今ではその優良性のため、登録品種が海外に流出する事例が発生しています。農研機構の品種の価値を農業者の方に最大限に享受していただくためには、このような海外流出の防止に的確に対応できる体制作りが必要です。そこで、種苗法改正の趣旨を踏まえ、登録品種の自家用の栽培向け増殖を許諾制とします。

登録品種の「自家用の栽培向け増殖」の許諾対象とは？

農研機構登録品種の「自家用の栽培向け増殖」の許諾対象は、次の通りです。

- 1 農業者個人
- 2 農地所有適格法人(農地法第2条第3項に定める)
- 3 ①や②の者から農地を賃借する方

生産者団体等(複数名分を代表者がとりまとめて申請していただいても構いません)を通じた一括許諾についても奨励しています。また、育成者権に係る通常利用権は、農業者個人とは許諾契約を結びませんが、複数の農業者が作る団体や法人と許諾契約を結んでいます(利用許諾の契約手続き)。

農地所有適格法人とは？

「農地所有適格法人」とは、農地法第2条第3項で定める農事組合法人、株式会社または持分会社をいいます。





### 解答と解説

種芋が育成者権のない一般品種の場合は、どのように利用しても問題ありません。一方、登録品種の場合は、自家用に増殖した種芋を譲り受け、それを用いて収穫物(芋)を生産・販売等することはできません。

※登録品種か一般品種かどうかは、P4の「解説」「流通品種データベース」で確認することができます。

増殖した登録品種の種苗(ここでは芋や苗)を、他者へ種苗として譲渡する場合は、有償・無償に関わらず、現行の種苗法でも利用許諾の契約手続きが必要です。「べにはるか」は農研機構の登録品種ですので、農研機構の許諾を受けてください。なお、収穫物を食用として売る場合は、手続きは不要です。

【注意】農研機構は個人の方との許諾契約は行っていません。団体等の組織単位での申請をお願いしています。

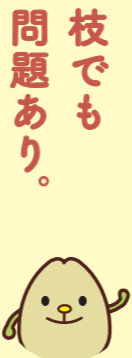
「べにはるか」や「シャインマスカット」のような登録品種の名称を示して販売しているにもかかわらず、①のいずれかの方法で「登録品種である旨」の表示をしていない場合は、それ自体が違法になります。

① 「登録品種」の文字  
② 「品種登録」の文字およびその品種登録の番号  
③ PVPマーク

また、海外持出制限および国内栽培地域の制限がある場合にもその旨の表示が必要です。違法に増殖された種苗であることが疑われる場合は、育成者権者に報告してください。



登録品種の種苗(植物体の一部を含む。ここでは切り離した枝)を、他者へ種苗として譲渡する場合は、有償・無償に関わらず、現行の種苗法でも利用許諾の契約手続きが必要となります。「シャインマスカット」は農研機構の登録品種ですので、農研機構の許諾を受けてください。



# 間違い探し

間違いやすい事項について、クイズにしました。チャレンジしてみてね。

**Q1**

今年の種芋だぞ〜。

知り合いの農家さんが増殖した種芋を譲り受けました。その種芋で育てた収穫物を販売し、余った芋を種芋として売っています。

どこが間違っている？

**Q2**

ただ捨てるのはもったいない。なんとかか生かしたい。

サツマイモ農家です。市場に出せない規格外の「べにはるか」を、捨てるのがもったいないので「種芋」として直売所で安く売っています。

どこが間違っている？

**Q3**

ホームセンターで「シャインマスカット」の苗木や「べにはるか」の切り苗を見つけましたが、PVPマークや「農研機構登録品種」の表示は見当たりませんでした。

表示はあったかな？

どこが間違っている？

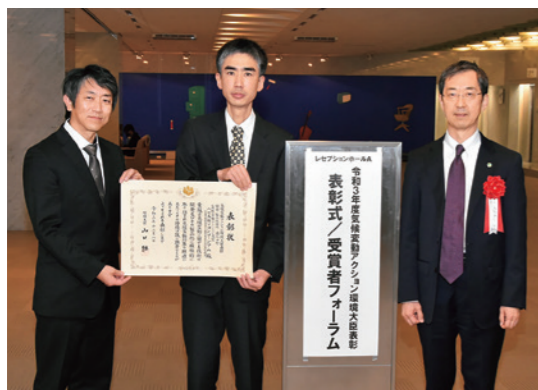
**Q4**

「シャインマスカット」を栽培している農家です。剪定した「シャインマスカット」の枝を焼却処分しようとしたら「売ってくれ」と言われました。枝なので売ってしまいました。

どこが間違っている？

ありがとうございます！





(左から)植物防疫研究部門の外山晶敏上級研究員、  
岸本英成上級研究員、眞岡哲夫所長が、  
コンソーシアムを代表して表彰式に参加しました

### 令和3年度 気候変動アクション環境大臣表彰 開発・製品化部門(適応分野)大賞を受賞

農研機構が代表機関をつとめる<w天敵>コンソーシアムによる取り組み「気候変動による害虫増殖から果樹を守る<w天>防除体系の開発」が、気候変動アクション環境大臣表彰で「開発・製品化部門(適応分野)」の大賞を受賞しました。気候変動による気温の上昇で果樹の重要害虫ハダニは急激に増殖し、農薬への抵抗性も発達しやすくなります。本取り組みでは、果樹の周辺に棲む“土着の天敵”と市販の“天敵製剤”のダブルの天敵を活用し、最小限の農薬散布でハダニの増殖を抑制する技術を確立。温暖化に適応した果樹生産と環境保全を両立した「持続可能な果樹栽培」を実現する技術として、高く評価されました。



令和3年度  
気候変動アクション  
環境大臣表彰  
(環境省)

プレスリリース

## PRESS RELEASE

### 害虫の飛行位置を予測し レーザーによる害虫防除技術の開発へ

現在、害虫駆除には主に化学農薬が用いられますが、害虫が農薬への抵抗性を獲得するケースや、生態系への影響も問題となっています。そこで農研機構が着目したのは、化学農薬に代わる技術として、レーザーによって害虫を狙撃する方式です。しかし害虫をカメラ画像で検知してレーザーが狙撃するまでに約0.03秒のタイムラグがあり、移動する害虫に命中しないという問題がありました。今回、害虫のハスモンヨトウが不規則に飛ぶ様子を撮影し、得られた飛行パターンから飛行位置を3次元で予測するシステムを開発しました。この手法の応用により、2025年までに、予測した位置にレーザーを照射し害虫を駆除する技術の実用化を目指しています。



害虫をレーザーで照射し、防除に役立てる(イメージ)



害虫の飛行パターン  
をモデル化し  
3次元位置を予測

## PICK UP! NARO CHANNEL

なるチャンネル



動画で見る  
「農研機構 種苗管理センター」

### 新品種登録のための 栽培試験



色や形、病気に強いなどの特性を、  
丹念に調べます。



見てみよう!

新品種の保護と優良な種苗の流通を支える  
「種苗管理センター」の業務を動画でご紹介します。

### 「じゃがいものたね」の重要性!! 原原種って知ってますか?



見てみよう!

日本でつくられている「じゃがいも」のほとんどは、農研機構 種苗管理センターの元だね(原原種)からつくられます。じゃがいもはウイルス病やセンチュウなど病害虫の被害を受けやすい作物です。厳しい管理の下でつくられた原原種が、種いも生産、農家での栽培を経て食卓へと届くのです。

インフォメーション

## INFORMATION

### 令和3年度 若手農林水産研究者表彰受賞

農林水産業および関連産業に関する研究開発について優れた功績や、将来の技術革新に繋がる研究実績を挙げた若手研究者を表彰する「若手農林水産研究者表彰」。令和3年度は、農研機構から以下の3名の研究員が受賞し、その実績を称えられました。

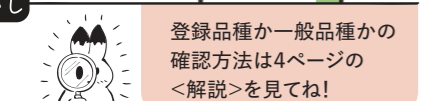
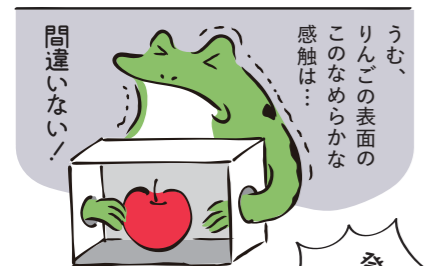
- 九州沖縄農業研究センター 日高 功太 主任研究員  
「光合成の動態解明に基づくイチゴの精密環境調節技術の開発」
- 野菜花き研究部門 宮武 宏治 主任研究員  
「ナスのゲノム基盤情報の整備と有用な遺伝資源の育種への応用」
- 農業機械研究部門 兼 農業ロボティクス研究センター  
山田 祐一 主任研究員  
「自動運転田植機と植付機構の電動化に関する研究」



左から  
受賞した日高功太氏、  
宮武宏治氏、山田祐一氏



令和3年度(第17回)  
若手農林水産研究者  
表彰受賞報告





広報なる

# NARO

National Agriculture and Food Research Organization

Pick up

「食から日本を考える。  
ニッポンフードシフト」

農研機構×よしもと芸人の動画を配信中

食から日本を考える。

**NIPPON  
FOOD  
SHIFT**



「ニッポンフードシフト」では、動画「農林水産笑～笑いで食の未来を考える～」を配信中です。農研機構とよしもと芸人がコラボした第1弾は、M-1王者にも輝いた人気コンビ「銀シャリ」が登場。地球温暖化について農研機構で学ぶ前後編と、漫才編の3本立てです。銀シャリと研究者のゆかいな掛け合い&秀逸な漫才は必見！ 第2弾以降にも、ご期待ください。



ニッポンフードシフト



よしもともニッポンフードシフト

Check

農研機構の旬な情報や  
イベントをチェック！



<https://www.naro.go.jp/>



<https://www.facebook.com/NARO.go.jp/>



[https://twitter.com/NARO\\_JP](https://twitter.com/NARO_JP)



アンケートにご協力ください

今回の「広報なる」はいかがでしたか？  
今後の誌面作りの参考にさせていただきますので、  
ご意見をお聞かせください。

\ QRコード /

アンケート回答はこちら

NARO読者アンケート

検索



広報なる No.24 2022

発行日/2022年2月28日 発行人/農研機構 企画・編集/農研機構  
編集協力/株式会社アイワット  
〒305-8517 茨城県つくば市観音台3-1-1  
©2022 農研機構 禁無断転載

本誌の内容に関する  
お問合せは

